①②共通

行 政

Information

圖北部振興局地域振興課(☎82−5900)意見を募集します。 過疎地域自立促進計画への 自立促進計

の

行

政

Information

緑化

活動を支援します

間都市計画課(☎65-

654

1

策定しました 長浜市過疎地域自立促進計画の原案を

を行います

①生垣による緑化

推進事業

象

りを推進するために、

身近な緑化活動に対する補助

緑豊

かな美

ĺ

景観をつくり

住

3

Ĺ

61

まち

づく

域格差の是正などに取り組むため、現在れている余呉地域の自立促進と住民福祉 過疎地域自立 画を策定しています。 |域の自立促進と住民福祉の向上、地||促進特別措置法で過疎地域に指定さ 0) 計 向 三画の後

んからの意見を募集します このたび、その原案がまとまり たので、 皆さ

【募集期限】

9 月 24 日 木 10 月23日 金

②緑のまちづくり推進事業

限4万円

対

象

※既存の囲障を取り壊して生垣を植栽す

る場合は上

内

【補助額】

対象経費の

2以内

(上限2万円)

【対象経費】

市民または市内事業者

団 体

生垣の植栽に要した消耗品費および原材

料

費

ح

【閲覧場所】 北部振興局地域

振興課、

各支所

市

政情報コ

(東館 1階》 市 ホ Δ ペ ージ

T529 - 0492 木之本町木之本175 2

温のペーののいの Minokubu-chiiki@city. nagahama ğ ď

【提出方法】 任意の様式に①住所②氏名③電話番号 を記入し

直接または郵送(消印

·有効)、

F

A X

ル

0)

65

【補助額】

対象経費の

2以内

(上限3万円

る場合に要した消耗品費および原材料費

る場合や、

花壇等へ花苗等もしくは、

樹木を植栽す

【対象経費】

プランター

-等を用

いて道路沿線へ花苗等を植

裁す

市内事業者または自治会などの団体

ħ

かで左記まで

北部振興局地域振興課

で、

詳しくは担当課まで問合せくださ

事業着手後の申請はできません

ので、

事前に

してください

補助には接道、

緑化面積等の要件があり

ます

0)

|課まで。

緑化事業を業とする事業者は対象になり

ませ

ん

政

○工事内容

○住宅条件

○工事内容

○工事内容

ご迷惑をおかけ

します

が

ご理解

期間はコンビニ交付サー いただくことができません。

-ビスを利

システムメンテナ

ンスの

ため、

問市民課(☎65-6511)

完了した工事

省

エネ改修

耐

震改修

固定資産税が減額されます

対 象

○**住宅条件** 平成19年1月1日以前建築の住宅(賃貸住宅除く)

65歳以上の人・障害者手帳をお持ちの人・要介護

介護保険からの給付などを除く自己負担額が50万円を超え、平成28年3月31日までに完了した工事 【例】通路の拡張、階段の勾配緩和、床の段差解消、

平成20年1月1日以前建築の住宅(賃貸住宅除く)

工事費が50万円を超え、平成28年3月31日までに

【例】窓の断熱(二重サッシ化、複合ガラス化など)、

窓の断熱と合わせて行う床、天井などの断熱等

○居住者条件(次のいずれかに該当)

または要支援の認定を受けている人

トイレ・浴室の改良、手すりの設置等

問税務課(☎65-6523)

必要な書類

ます。 明書が簡単に取得できるようになり 自動交付機で、 軽自動車税納税証

【稼働日】 10 月 \exists 木

【設置場所】 市役所本庁舎東館 税務課窓口

階

納付することができませんが

この

料は2年を経過すると、

る仕組みです。

本来、

国民年金保険

時効により

※木曜日 【利用時間】 は19時まで利用 平日8時30分~ 可 能 17 時 15

ください

「10年の後納制度」

申込みは9月30

増やすことができます。

制度を利用す

れば、

将来の年金額を

是非ご検討

①タッチ 【使用方法】 パネルでナ

の番号と車台番号 「発行ボタン」 (下3桁)を入力 を







【手数料】 無料 コンビニ交付サービスの休止

工事費が50万円を超え、平成27年12月31日までに 完了した工事 (現行の建築基準法耐震基準に適合) ③証明書発行 押す。 政

○住宅条件 昭和57年1月1日以前建築の住宅 当該住宅にかかる翌年度分 の固定資産税額の1/2 ※居住部分120㎡まで

既存の住宅に対し、バリアフリー改修、省エネ改修および耐震改修を行った場合、固定資産税が減額されます。 これらの減額措置の適用を受けるためには、工事完了後3か月以内に申告が必要です。詳しくは担当課まで。

減額内容

当該住宅にかかる翌年度分

当該住宅にかかる翌年度分

の固定資産税額の1/3

※バリアフリー改修との

※居住部分120㎡まで

併用可

の固定資産税額の1/3

※居住部分100㎡まで ※省エネ改修との併用可

申告書

平面図

領収書の写し

工事費明細書

工事前後の写真

申告書 熱損失防止改修工事証 明書(建築士等が発行 するもの)

領収書の写し 工事費明細書

申告書

領収書の写し

工事費明細書

耐震基準適合証明書(建 築士等が発行するも

Information 問税務課(☎ 65

行

自動交付機で取得できます軽自動車税納税証明書(車検用)

政

6508)

行 政

問保険医療課(☎65

<u>6</u>

後納制度は、 Informat

国民年金からのお知らせ 65

日までに 過去10 年間に納 め忘れた国民年

年の後納制度」は9月30日に終了 保険料を納付することができる

10

L

金

制度」 ますので、 額が高くなります。 期間が3年間と短く、 でお問合せください また、 が始まりますが、 10 月 1 申込みはお早めに。 目から 詳しくは左記ま 保険料の加算 「5年の後納 納付できる

※老齢基礎年金を受給している人な 後納制度を利用できません。

問合せ 申込み先

ル

とご協力をよろしくお願い ビス休止 ・します。 百

○コンビニ交付サー

行 政 Informati

シドンイ **『森林整備課(165-6526)**ポジウムを開催します・ツフォレスター

6526)

進国であり、 を持つ広大な森林 シンポジウムを開催します。 ブルク市のフォレスター イディアを学び、 市内には、 まち 本市姉妹都市であるドイツ・アウグス 今後に活かしていくため、 があります。 ŋ のカギとして大きな可能性 (林業の専門家) していくため、林業先。この森林づくりのア を招き、

どなたでも参加 15 ただけます。 ぜ ひお越しく

ヤンマ ユ (三和町)

【ところ】 容 ŧ 10 月22日 **未 木)**13時 16 時 30

 発表 ②講演「日本とドイツ、林業の違いと共通点について」 高橋市衛氏(長浜市伊香森林組合 石谷八郎氏 「アウグスブ (滋賀北部森林組合 ルク林業の視察報告について」 代表理事組合長) 参事)

③事例紹介「アウグスブ 中尾友一氏(㈱自然産業研究所 アウグスブルク市フ オ ルクでのフォ レスタ レスター 上級研究員) 0) 活動」

ユルゲン ユルゲン シュピンド キルヒャ ラ 氏

員 6 人 (先着順)

定 【申込み】

10 月 19 月 までに電話で担



民年金保険料を納付することができ

過去に納め忘れた国